

平成 28 年度第 1 回三重県障害者施策推進協議会 議事録要旨

日 時：平成 28 年 11 月 9 日（水）14 時 00 分～16 時 00 分

場 所：三重県勤労者福祉会館 5 階 第 2 教室

出席者：委員 14 名（伊藤順子委員、貴島委員、西村委員、山本委員、佐伯委員、倉野委員、辻井委員、伊藤義純委員、三瀬委員、松原委員、古謝委員、東委員、井坂委員、伊藤雅彦委員）

1 三重県障がい者施策年次報告について【資料 1-1・1-2】

<資料に基づき事務局から説明>

<主な質疑・意見等>

【委 員】

重点的取組 2「障がい者雇用に関する取組」における、目標項目「県の就労支援関係事業により一般就労した障がい者数」について、平成 29 年度の目標値（620 人）を平成 27 年度（654 人）で既に達成したとご報告いただいたが、どのような分野で、あるいは三障がいのうちどれがよく進んだ等、特徴について分かる範囲でご説明いただきたい。

【事務局】

「県の就労支援関係事業により一般就労した障がい者数」については、様々な面で増えていますが、就業・生活支援センターを通じて就労した方が増えている状況です。また、その内訳ですが、従来は身体障がいの方が多かったのですが、昨今は知的障がいの方の就労が増えている状況にあります。

【委 員】

「地域生活支援拠点」の整備がなかなか進まないということですが、そもそも「地域生活支援拠点」というのはどのような体制を想定されているのか教えていただきたい。

【事務局】

「地域生活支援拠点」ということですが、障がい者の方が地域で安心して生活していただくということで、施設入所から地域生活への移行であるとか、相談機能、地域で生活してみる体験の機会・場の提供、地域で生活されている方の緊急時の受体制等、地域における体制を作るという形のものが支援拠点です。拠点というと何か施設を作るイメージがありますが、そうではなくて、地域の体制づくりと考えていただければと思います。

【委 員】

「放課後等デイサービス」について、実績（13,524 人日分）が目標（10,374 人日分）を 3,000 日人分以上上回っていますが、この大きな要因は。

【事務局】

従来から放課後等デイサービスの人気は高まっていますが、今は特にお子様の長期の休みに預けたいという需要が増えている状況にあります。地域で生活している子ども達が、そのように一時的に放課後等デイサービスを利用するという場合が増えていくことが要因かと考えております。

【委員】

厚労省が示す障害者差別解消法の福祉事業者向けガイドラインでは、老人福祉関係事業者も対象となっていますが、高齢者施設の職員に差別解消法について聞くと知らない方がほとんどの状況です。県政だより等で見えても、対象となっている認識がないという現状があるので、介護保険や児童分野においても、当事者やご家族、支援者の方に、障害者差別解消法の施行について周知をお願いしたいと思います。

【委員】

重点取組 4「地域生活への移行と地域生活の支援に関する取組」の「地域生活移行者数」について、平成 29 年度の目標値が 184 人に対して平成 27 年度実績値が 11 人と、かなり厳しい数字という報告がありましたが、この 11 名の方が、どのような場所で、どのような障がいをお持ちで、どのような形の地域に移行されたのか、分かっているようでしたら教えていただきたい。

また、「自立生活体験室」の利用者が延べ 49 人、127 日とありますが、こういった自身体験室のご利用と、この 11 人とが何か関係があるのか、分かれば教えていただきたい。

【事務局】

11 人の地域生活移行者数の内訳、どのような場所に行かれたか、どのような障がいの方かというデータは把握しておりません。

また、自立生活応援事業につきましては、延べ 49 人、127 日利用いただいておりますが、なかなか地域移行まで上手くつながっておらず、昨年 1 人あったという状況です。

【委員】

障害福祉サービスにおいても、サービス等利用計画という仕組みが入ってきて、サービス等利用計画と個別支援計画、その組み合わせでサービスを提供していこうという取組が始まっている訳ですが、サービス等利用計画の中で地域移行に対するニーズの拾い上げの部分が少し弱いというところもあり、現在、自立支援協議会の地域移行部会でもそのあたりの検討を進めていると聞いています。

2 三重県障害者自立支援協議会開催結果報告について【資料 2-1・2-2】

＜資料に基づき事務局から説明＞

＜主な質疑・意見等＞

【委員】

自立支援協議会の概要の中で「我が事丸ごと」という言葉がでていますが、少しご説明をいただくとありがたいのですが。

【事務局】

手元に資料がないので、正しい説明になるのか分かりませんが、「我が事丸ごと」という言葉自体がキーワードでして、「我が事」というのは、全員が「支える」「支えられる」という役割分担ではなくて、全員が支える側に立てるという視点から、地域で問題を我が事のように考えて、当事者になって支える側に回ろうというのが「我が事」の方です。

「丸ごと」というのが、今まで縦割りであった、子どもは子ども、高齢者は高齢者、障がい者は障がい者といった垣根を取り払おうということで、例えば今すでに少しモデル事業が進んでいますが、障がい者や高齢者、子供、どの問題も自治体の中で一元的に窓口で受け付け、包括的に対応するということがひとつです。また、支える側の人材も、全部の資格をひとつにするというのは難しいにしても、共通部分がありますので、そういった部分を出来るだけ統合していくですとか、既にサービスの部分でも若干、厚労省から指針が出ていますが、障がい者や高齢者等、基準がバラバラになっていたものを一緒にした場合に加算があったり、一緒にしやすいように整理したりという部分が「丸ごと」の方です。

「我が事」の部分で言うと、まさに地域で支える側にみんな回ってもらおうということで、各地域、県、市町、小中学校区くらいの単位で今のような仕組みを作っているところ、それらに関するあらゆる施策を厚労省全体で進めているところということで実現本部が立ち上がり、検討を進めているところと聞いています。

このような流れの中で、自立支援協議会では、本当に障がい者だけでやってよいのかと、他の話しが入ってくるのであれば、そこも見据えた上で議論した方がよいのではないかという、ご意見だったのかと思います。

【委員】

私もホームページ等で少し見てみましたが、地域包括ケアシステム、これをもう少し深めて行くという言い方もされていました。総合的に、また担い手として住民参加でという考え方が、これから進んで行くのかなというイメージを持ちました。

【委員】

施設入所者の地域移行が進んでいないところで、自立支援協議会の方で、どうしてそれが進まないのか、また、相談支援体制のことや、グループホームが地域移行先となり得るのかというような話しがありました。

「丸ごと」に関して当法人でも高齢者の方で地域住民の方と拠点を設けて、支え合いということを進めております。

障がいの方に関して言うと、施設に入所している方が地域に戻る際に、計画相談等

の専門的なサービスを提供できる人材というのは、それほど地域にいない。それでもやっつけていこうというのは、もっと身近なところで、隣近所での助け合いの中に、障がいを持った方がどうやってそのなかで生活が出来るかという部分、これが出来ない地域生活は出来ないだろうと思います。

そうすると、個人的な意見として、施設に入所されている方を地域移行という視点で一先懸命やる、重点でやるのではなくて、今、地域生活をまさにしようとしている方達がどんなプランを立てられているか、身近な地域の、近所の住民の方達にどういうふうを支えられて、暮らしているのかということとを分析し、それをモデルとしてやっていく。そして、それはどうやったらできるのかということをしていかないと、施設からポンと地域に出て行って自立しなさい、体験で学んだから出来る、ではないと思います。

誰もがそこで暮らせるという地域でない限り、なかなかそれは難しい、だからなかなか進まないと思っていますし、地域生活支援拠点という考え方も、障がいだけをやるという訳ではなくて、そこの中に高齢者もいれば子どももいれば包括的にやっていけるというのを、様々な分野から、視点を変えていこうというのが「我が事丸ごと」だと思うので、位置づけが分からないので進めないのではなく、方向は一緒だということで、進めていくような議論にしていけると良いと思います。

【事務局】

地域移行は、数値目標がありますので頑張りたいというのももちろんあるのですが、数だけを追えばよいのかというのもあります。実際に移行した後、どのように生活しているのかというのを分析することで、数ももちろん増えていきますし、実際に移行されて生活されている方が、ちゃんと生活できていない、ご本人がなかなか幸せに感じられないような生活になっている、というようなことがあれば本末転倒だと思いますので、その部分の分析というのはしっかりしていきたいと思います。幸いにも障がい福祉の関係は、現場まで伸びて検討する場が多くありますので、皆様の声を聴きながら、しっかり把握していきたいと思います。

また、「我が事丸ごと」の方というのは、まさにその通りです。国も最近スピード感があって、モデル事業が立ちあがったと思っているうちに事業がどんどん進んでいく、という状態もありますので、国の状況をしっかり見ながら、まさに方向性としては全部一緒に、障がいだけに留まらないというのも、おそらくそうなると思います。だからと言って障がいの部分を様子見だけでやらなくて良いというものではないと思いますので、両方しっかり進めていきたいと思います。

【委員】

地域移行に関しては、それぞれ入所施設の方でも努力はされていると思いますが、受け皿の問題や利用者の状況、保護者のご意見等、なかなか進まないところがあると思いますが、少しダイナミックに動かしていくという視点も入れていかないとなかなか

か進まないのではないかと思います。今後、「我が事丸ごと」の中で、そのような議論も進めていただければと思います。

3 三重県手話施策推進計画について【資料3】

<資料に基づき事務局から説明>

<主な質疑・意見等>

【委員】

私たち聴覚障がい者は、聞こえる人と同じように自由に動くことができます。ですが、日常生活の場面で、コミュニケーションの壁にあたることがあります。たとえば、今日この会議の場面でも、手話通訳がいて、私が皆さんに対して手話で通訳を通して私の考え方を、言いたいことをお伝えすることができます。ですが、一般企業で働いている聴覚障がい者の皆さんは、会社のミーティングや研修の場面で手話通訳がつくということがほとんどありません。同じ働いている立場ですが、会社の中ではとても孤立感が多いということ。また、今後、桑名、四日市などの市長選、または議員選挙があり、選挙にあたって、決起集会等がありますが、その時に手話通訳がつくということはありません。私たちは同じ日本人でありながら、日本の社会の中でもコミュニケーション、言語面ではとても孤立しています。今回の手話言語条例の制定を受けて、三重県の聴覚障がい者の方の福祉が前進すると良いなと思います。ですが、そのためにはまず手話言語条例をきっかけに周りの皆さんのご理解、それが一番大切になりますので、今後、あらゆる分野で、手話言語条例または私たちの想いを伝えさせていただければ、ありがたいと思います。

【委員】

世界の手話の普及状況等について、お分かりになる範囲でお教えいただきたい。

【委員】

世界で一番進んでいる国は、アメリカが有名で、ADA法という法律があります。アメリカの障がい者に関する法律で、アメリカに住む聞こえない人たちは、会社または銀行、民間施設を利用するにあたっては、ほぼ手話通訳がついているという状況です。また、ヨーロッパでは一つの国の中で二つ三つの言語が公用語として定められています。また、手話が公用語で定められている国もあります。また、憲法の中に、言語として手話が定められている国もいくつかあります。ただ、日本の場合は、手話が言語として認められるのが比較的遅かったため、世界的にみると日本は手話の認知度についてかなり遅れていると言わざるを得ません。

4 三重県アルコール健康障害対策推進計画について【資料4】

<資料に基づき事務局から説明>

5 障害者差別解消法への対応状況について【資料 5】

<資料に基づき事務局から説明>

<主な質疑・意見等>

【委員】

県の出前トーク一覧の中に、「障害者差別解消法」という項目がないのですが、どこに申し込めば障害者差別解消法の出前トークを受けることができるのでしょうか。

また、先日ですが、出前トークをお願いした際に、手話通訳もしくは要約筆記をつけてくださいとお願いした団体があるのですが、勉強会の主催者で手配をしてもらいたい、というお返事があったと伺っています。行政に対しては、努力義務ではなくて、義務ではないかというふうに思うので、開催者ではなく、出前トークをしてくださる県の方が負担すべきではないかと思うのですが、このあたりいかがでしょうか。

【事務局】

差別解消法の出前トークにつきましては、障がい者の「共生社会の実現」という形でテーマを出しており、申込みがいただいた方がどのような内容に重点をおいて欲しいのか、ということを事前に相談させていただき、出前トークの内容を決めています。したがって、差別解消法を中心に出席トークをして欲しいという要望をいただければ、差別解消法のお話をするといった形で進めております。

また、手話通訳等の手配の話ですが、手話通訳や要約筆記については、主催者の方で準備していただくのを原則としています。また、その際、依頼を断るだけでなく代替する手段として、県の聴覚障害者支援センターにおいて、県からの委託事業により、障がい者団体が主催する会議で、公共性がある内容であって、さらに 2 つ以上の市町から聴覚障がいの方が出席される、つまり、広域的な観点から開かれる会議であれば、無料で手話通訳や要約筆記を、聴覚障害者支援センターで派遣するという制度を設けているので、そちらの制度を利用いただきたいとお案内したところですが、仮に聴覚障がいの方がお一人だった場合は、お住いの市町の地域生活支援事業で行っている手話通訳の派遣事業をご利用いただきたいとお説明申し上げて、回答いたしました。

【委員】

おそらく、主催者が負担をするというのは、以前からの制度であろうと思いますが、この障害者差別解消法が施行されたことを受け、制度を見直すべきではないかなと思ったのですが、いかがでしょうか。

【事務局】

出前トークの担当部署とも話をさせていただいたのですが、企業や民間団体等から出前トークの申し込みをいただいた際に、手話通訳や要約筆記だけではなく、障がいを持つ方に対する合理的配慮を主催者側にお願いしていくということも、合理的配慮の必要性についての意識を持っていただくという、我々の活動のひとつであると考え、趣旨をお伝えした上で、ご理解いただくという方法をお願いしているところです。

【委員】

6月末までの相談が6件とご説明がありましたが、検討していかなければいけないことというのは、これからも発生してくると思います。それぞれの事案に対して、障害者差別解消法の趣旨に則った形で、互いに考えていく必要があると思います。

【委員】

県に寄せられた相談件数は6件とご報告いただきましたが、各市町に寄せられた相談件数については把握されてますでしょうか。つまり、県全体で市町を含めた相談の件数をお尋ねしたいです。

また、これは意見になりますが、実際相談窓口を今後設置する市町が増えると思いますが、相談窓口の担当者が、障がいや差別事例に対して十分な知識を持っている方であれば良いですが、ない方に当たると対応内容が違ってくると思います。そこはとてもし心配されます。障がい者虐待事例のパンフレットを作っているというご報告がありましたが、同じように障がい者差別事例のパンフレット等を、今後データを収集して作ってみて、市町の担当課などに配布するというのはいかがでしょうか。

【事務局】

市町の相談件数については、現在のところ把握しておりません。今後、市町の相談件数を把握するかどうかについては検討中のところです。なお、内閣府の照会で、合理的配慮の好事例や不利益な差別的取り扱いを解決した事例、あるいは共有すべき事例などを抽出し、年2回、それらの事例を公表できる範囲で公表して、事例の蓄積を図ることになっております。現在照会しているところですが、好事例や共有すべき事例が出てきた際は、差別解消支援協議会を中心に、事例のご紹介などをしていきたいと思っておりますし、市町担当者会議でもお伝えしていきたいと考えております。

なお、今回、6月30日までに6件相談があったとご報告しておりますが、そのうちの4件につきましては、支援協議会において公表させていただいておりますし、県のホームページにも掲載しております。件数もそうですが、役に立つ事例、好事例というものが徐々に積み上がってくるのではないかと考えております。

【事務局】

補足ですが、そもそも障がい者への差別とは何かということ由市町の方に知っていただけないと差別事例がどれだけあったのか把握できないということもあります。まずは相談窓口の設置と職員対応要領の策定を市町に働きかけている状況ですので、今のところは差別が何件あったかということ聞いても、しっかりとした回答は帰ってこないのではないのか、ということもあり現在は市町の件数を把握しておりません。

また、普及についてですが、内閣府が作成したパンフレットを各市町には既に配布しております。差別とは、合理的配慮とはどういうことなのかということイラストで見て分かりやすく作られたものを配布しております。

6 相模原事件に伴う対策について【資料 6】

＜資料に基づき事務局から説明＞

＜主な質疑・意見等＞

【委員】

施設職員、サービス管理責任者としての意見ですが、今回の事件を受けて防犯マニュアルの支援等、国や県、市からたくさんいただいております、非常通報装置を増やす、刺又を購入する等の対応を行っています。

しかし、津久井やまゆり園の場合は、そのような思想を持った職員がいることを受けて防犯カメラを増やしたり、夜間の職員を増やしたり、イベント等で警備員を雇うなどの対応をされていましたが、このような思想を持った人に対しては、対応できないということが証明されたようなものと思います。

マニュアルを作るにも、刺又を持って対抗しなさいというマニュアルを作ってよいものなのか葛藤があり、できる範囲でと言っても、ではできる範囲とは何なのかということもあります。

このような事件が起きて、様々な対応をしなければいけないのはもちろんですが、この事件は特殊な事例であり、まともに比較するのはやめたほうが良いというのが私の意見です。

この事例がでると、監獄のような施設にすればよいというような議論が一部ありますが、それでは門を高くして大昔の施設に逆戻りしてしまいます。当施設では、自動ドアを開放しており、利用者の方は自由に出入りできるようになっていますが、来園者に対するチェックもなかなか難しいです。今後、監査等の機会を通じて、意見を交わしていきたいと思いますが、やはり今回の事件とまともに比較するのはやめたほうが良いと思います。

【委員】

私も施設職員としての意見です。先週、警察の方を招いて、不審者に対する防犯訓練をさせていただきました。不審者が入ってきた時に、職員はどう対応しますか、ということで、刺又で対応をしたのですが、警察の方に、相手が武器を見せていない段階で、刺又で対抗するというのはちょっとと言われ、職員はいったい何をすれば良いんだという話になりました。訓練では警察官の方に不審者役をしていただき、刺又の使い方を教わるなど、リアルに様々なことを感じることはできたのですが、職員の立場はとても弱いなと感じました。

今、職員の中にもいろいろな議論があり、保護者に意見を求められたりもしていますので、安全確保という名の隔離のような話になってくるんです。天秤にかけるべきでないものを、天秤にかけて検討するという、職員側の心がしんどくなっていくような意見も多く出てきています。

地域でと言われながら安全をと言われると、じゃあどうしよう、というような議論

が続いた 3 か月で、様々な意見を言いながら、みんなが、誰もが安全に暮らせる、安心して暮らせる街ってなんだろうね、というような視点で、特殊な事件ですけど考えていけたらと思います。

【委員】

今回の事件が突き付けたものというのは非常に大きいと思います。ひとつこれを解決すれば、こういう事件はなくなるということではないだろうと思います。先ほど委員からもありましたように、誰もが安心・安全な暮らしができる社会づくりというところが実現していかないといけないと思います。ただ、今回の事件というのはそういう思想をもった人もいるということを感じかされた、そのことについては、しっかり受け止めていく必要があると思います。